

杉並区子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度) 平成29年度見直し【案】概要

基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画の目的

○我が国では、少子化が急速に進行し、核家族化や地域のつながりの希薄化のほか、都市部を中心に保育の待機児童が多数発生しているなど、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

○国は、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」といいます。)を、平成27年度から本格実施することとしました。

新制度では、子ども・子育てを取り巻く環境変化を踏まえ、区市町村を実施主体として、幼稚園や保育施設のみならず、地域のニーズに応じた総合的な子ども・子育て支援の拡充を計画的に進めることとしています。

○区では、これまでも就学前の教育・保育などの子ども・子育て支援の充実に努めてきましたが、新制度の本格実施を契機として、地域のニーズに応じた取組をより一層、総合的・計画的に推進し、将来を担う子どもの健やかな成長を図るため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

○本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」(以下、「支援事業計画」といいます。)であり、同法第60条の規定に基づき国が定めた「基本指針」を踏まえて策定するものです。

○本計画では、基本指針に示された支援事業計画の必須記載施設・事業を中心に、関連計画との整合を図りつつ計画化します。なお、基本指針による任意記載事項となる事業等を含む子ども・子育て施策・事業の全体像については、保健福祉分野の総合的な計画である「保健福祉計画(平成27～31年度)」で明らかにすることとします。

3 計画期間

○平成27年度から31年度までの5年間で1期とします。

見直しの概要

1 本計画の性格と見直しの法的根拠等

○本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、同条第1項、第2項、第3項に基づき、各事業の量の見込み、確保量及び確保の内容等を定める計画です。

○市町村子ども・子育て支援事業計画については、平成26年の内閣府告示第159号の「基本指針」において、実績数と計画上の量の見込みが大きく乖離している場合は、必要な場合には、計画の中間年を目安として、見直しを行うこととされています。

2 本計画の見直しの必要性、内容及び期間

○本計画では、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、計画期間の中間年である平成29年度を目途に、必要な見直しを行うことと規定されています。

○本計画の区の人口推計及び就学前人口推計においては、それぞれ、平成28年度、平成29年度をピークに減少に転じると見込んでいましたが、実績では、今しばらく増加傾向が継続することが見込まれるため、直近の動向に基づき、新たに人口推計を行うこととします。

○この間、都市部への人口の一極集中の影響等により、保育施設入所の待機児童が増加したため、待機児童解消のため、認可保育所を中心に、保育需要に応えるための施策を講じてきたこと、学童クラブにおいても、今後、量の見込みが増加することが予測されること等から、実績数値との乖離が見込まれる項目があるため、あらたにニーズ調査を実施し、本計画残余期間の平成30年度、31年度の量の見込み及び確保量の数値の見直しを中心に、必要な見直しを行うこととします。

○本計画においては、各事業の量の見込み及び確保量、確保策の基本的な考え方を規定するものであり、見直しにおいても同様の考えに基づき実施いたします。

○子ども・子育て施策・事業の全体像については、保健福祉分野の総合的な計画である「保健福祉計画（平成30～33年度）」で明らかにすることとします。

3 区域設定の考え方

○区域の設定については、本計画では「区全域を一つの区域」として設定し、第一期計画（平成27～31年度）の実施状況等を踏まえて、今後の計画見直しの際に改めて検討するとしているため、平成32年度からの、第二期計画策定時に、ニーズ調査の方法を含め検討することとします。

4 計画数値を見直しする施設・事業

○就学前の教育・保育

- ・教育施設（幼稚園、認定こども園（短時間保育）、区立子供園（短時間保育））
- ・保育施設（保育園、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業、認可外保育施設等）

○地域子ども・子育て支援事業

- ・妊婦健康診査（妊婦健康診査事業） 他12事業

就学前の教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園 （3～5歳を対象） ○ 認定こども園 （0～5歳を対象とした幼保一体型） ○ 保育所 （0～5歳を対象） ○ 地域型保育事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育 （定員6～19人） ・家庭的保育 （定員5人以下） ・事業所内保育 <ul style="list-style-type: none"> 〔保育所型 定員20人以上〕 〔小規模型 定員6～19人〕 ・居宅訪問型保育 （保護者宅での1対1保育） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 妊婦健康診査（妊娠健康診査事業） ② すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ③ 利用者支援〔新規事業〕 ④ 乳幼児親子のつどいの広場 （地域子育て支援拠点事業） ⑤ 乳幼児の一時預かり （一時預かり事業） ⑥ 延長保育（延長保育事業） ⑦ 病児保育（病児保育事業） ⑧ 小学生対象のファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業） ⑨ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業） ⑩ 子どもショートステイ（子育て短期支援事業） ⑪ 要保護児童等の支援のための事業 （養育支援訪問事業等） ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業〔新規事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の負担軽減を図るため、保護者が教育・保育施設に支払う実費負担の費用等を助成する事業 ⑬ 多様な主体の新制度への参入促進事業〔新規事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業